

# 大規模災害時の対応について(総合災害対策計画より抜粋)

## 旭丘まぶね保育園

当園では、災害時を想定して、毎月、避難・消火訓練等を行なっています。また、消防法令に基づいた消防計画を作成し、避難器具や消火設備を設けているほか、園舎も防火対象物認定を受けています。大規模災害にも備え、総合災害対策計画を立て、非常時に備えています。特に、地震等の大災害の非常時には、下記のように対応します。

### 避 難

地震が起きても保育園自体が耐震性の高い構造となっているため、すぐに保育園は離れない。ただし、保育園や周囲に火災が発生したり、そのおそれがある時、または園舎の被災が大きく危険であると判断した時に、避難場所(隣接の特別養護老人ホーム・福祉科学大学の体育館、高台のくるみ工房)に避難する。日頃より、経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、緊急連絡簿、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

### 園児又は職員が負傷した場合

- ① 応急処置は、日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ② 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、避難所に設置する医療救護所で手当を受けさせる。
- ③ さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政に連絡し、指定の後方医療施設に搬送し、治療を受けさせる。

### 園児の引き渡し

大地震が起きた場合、できる限り、クラスごとに緊急連絡カードを基に担任と複数の職員で手分けして、直接電話連絡をし、原則、園児はすみやかに保護者に引き渡す。また引渡しの際は、送迎チェック表に日時を記入して引き渡すこと。可能な限り、園児は保護者または、それに替わる人として届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担当職員と園長又は代理のものとの複数の職員による立会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。

### 残留園児の保護

- ① 保護者から連絡があり、保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園において原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。
- ② 建物の倒壊や火災などのおそれがある時は避難場所(同上)へ避難し、そこで保護する。その場合、園長又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ③ 園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄食料品で、できる限り対応する。
- ④ 職員は、残留する園児の数、その他必要な事項を園長に報告する。
- ⑤ 園長は状況を市の子ども課に報告する。
- ⑥ 保育園で震災後24時間が経過し、保護者からの連絡がない場合や、親の安否が確認できない場合は、災害遺児として、市の子ども課に報告し、対応の指示を受ける。

### 保育園業務継続可否判断と連絡

- ① 園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。可能であれば管轄行政にも連絡する。
- ② 全ての職員は翌日以降の勤務や業務に関する確認を保育園に行う。(電話や徒步等にて)